

史料紹介と研究

摂津国垂水荘三国川中島差図とその周辺

高橋 敏子

はじめに

いわゆる荘園絵図に、川・湖・海などの水系の描写はしばしばあっても、そこを航行する船を描いた図といふのは多くはない。すぐに思いつくのは、黒田日出男氏が「動く中分線」「湖の漁業活動の絵画表現」、あるいは「津・浦の機能と海上交通の機能を絵画表現した」と解釈した伯耆国東郷荘下地中分絵図^②に描かれた東郷湖上の二隻の小舟と、日本海上を東から西に向かつて航行する三隻の帆掛け船であろう。そのほかには、東寺領摂津国垂水荘の差図^③に見える川を行く船の描写が存在するくらいではないだろうか。垂水荘域に接して流れる三国川の船運の重要性を象徴する差図だといえる。

本稿では、この希少な船の描写を見せている垂水荘のふたつの差図のうち、三国川とその中島（中州）が描かれた図（以下、『日本荘園絵図聚影 釈文編三 中世二』にしたがって「摂津国 垂水荘三国川中島差図」とする）を取り上げる。船の描写そのものについて触れることはできないが、これまでの研究成果をたどりながら、関連文書の位置づけを再検討し、ささやかな見解を加えたい。さらに関連する周辺の史料を探りながら、荘園の代官の動向や、三国川流域のこの地域の課題についても触れてみたい^④。

一 差図の伝達保管と作成年の確定

「垂水荘三国川中島差図」【図1・図2】が収録された『教王護国寺文書絵図』刊行時の解説（名称は「摂津国垂水荘図」）の中で、赤松俊秀氏は、絵図中の文字の筆跡が、「寛正四年癸未十月八日、榎木入道慶徳以自筆注進之

者也」との奥書が添えられている垂水荘公事銭注進状^⑤本文の筆跡と完全に一致すると指摘し、絵図も、この公事銭注進状とほぼ同時に慶徳が描き注進したものに相違ないとされた^⑥。確かに筆跡は一致しており、その後の研究においても、関連史料から、差図は寛正四年（一四六三）の作成であると推定されて扱われてきている。

そうした関連史料のひとつである東寺供僧の評定引付の記事によって、この図が描かれた事情を知ることができる。

【史料1】廿一口方評定引付 寛正四年九月二日条^⑧

一、垂水庄先代官榎木入道申云、當庄 川^⑦中嶋二有之、一ハ自元寺領 垂水庄ノ知行也、今一号向嶋者、細川讚州領十八条ト云方ヨリ知行之、然^⑧此川本ヨリ垂水庄ノ内也、十八条ハ向^⑨有葉師堂、彼堂以南十八条也、仍川之中嶋可為東寺之条勿論之間、連々芝^⑩ハキ、柳^⑪指^⑫川^⑬ニナケ入ナト色々仕之間、元ハ船通アリシカ共、今ハ悉嶋^⑭成者也、又与十八条代管種々加問答、致入道知行者也、所詮向後者、御年貢ヲ可備申也、隨而於當庄内、可安置申大師御影之由、久宿願仕之間、立草庵可安置申御影也、彼嶋之代官^⑮件庵^⑯有御寄進者可畏存也、（中略）次嶋間事者、幸為浜見可被下使者之上者、彼時被致檢知、隨其左右、可有御了簡之由、可致返答之由衆儀了、（以下略）

ここでは、図の下方（北）に位置する垂水荘と、上方（南）の細川讚岐守成之所領十八条の間を流れる三国川^⑰の二つの中州^⑱「とうしま」^⑲「むかいしま」^⑳について、垂水荘先代官榎木入道慶徳の主張を、東寺供僧が評議検討している。

慶徳の訴えは次のように解釈できる。もとより「東寺島」は垂水荘知行の内である。「向島」は十八条側が知行していたが、三国川は垂水荘内の川であって、十八条領は、対岸にある葉師堂以南の地であるのだから、「向島」を含めてふたつの中島は東寺領内に違いない。もとは、両島の間を船が航行していたが、芝（柴）を接ぎ合わせ柳を挿して流れに投げ入れるなどの方法で両島をひとつにつなげ、十八条領の代官と交渉して、今は慶徳自身が知行を確保している。今後は、東寺への年貢も納入する所存である。また、荘内

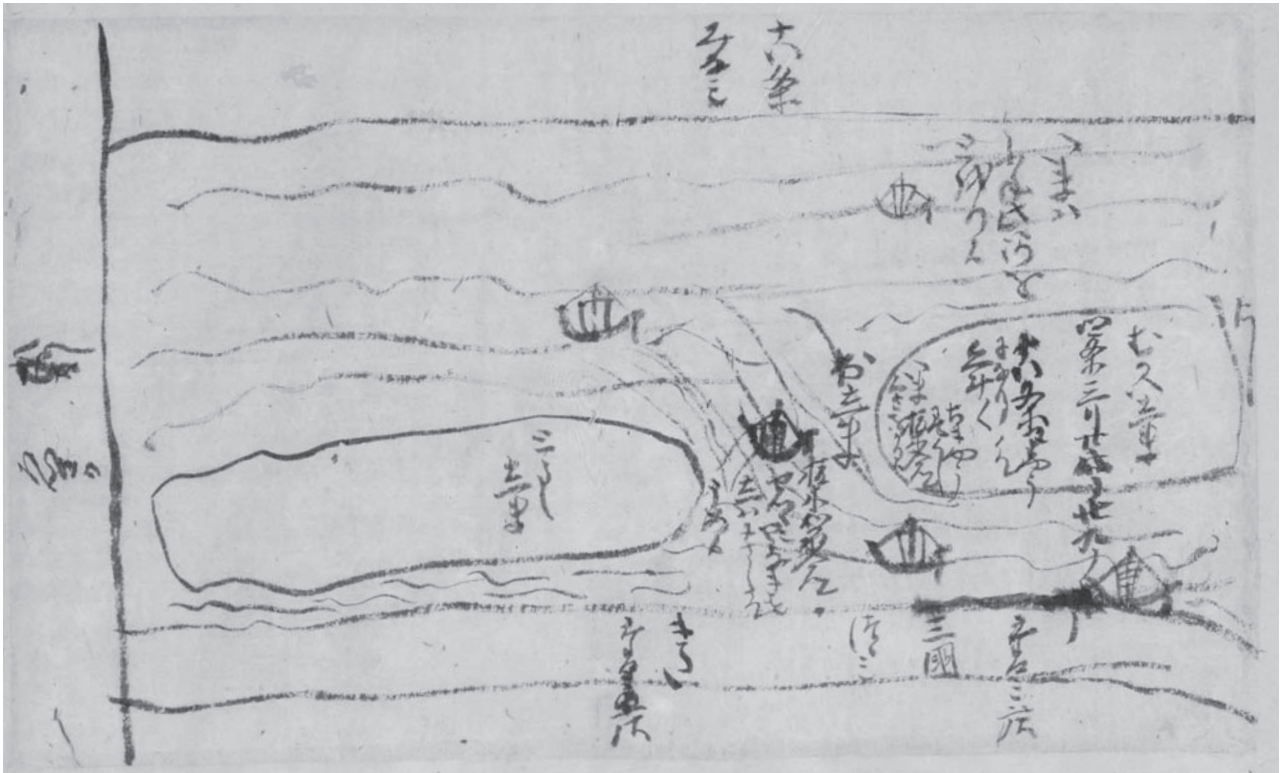


図1 摂津国垂水荘三国川中島差図（『教王護国寺文書』絵図14 京都大学総合博物館所蔵）

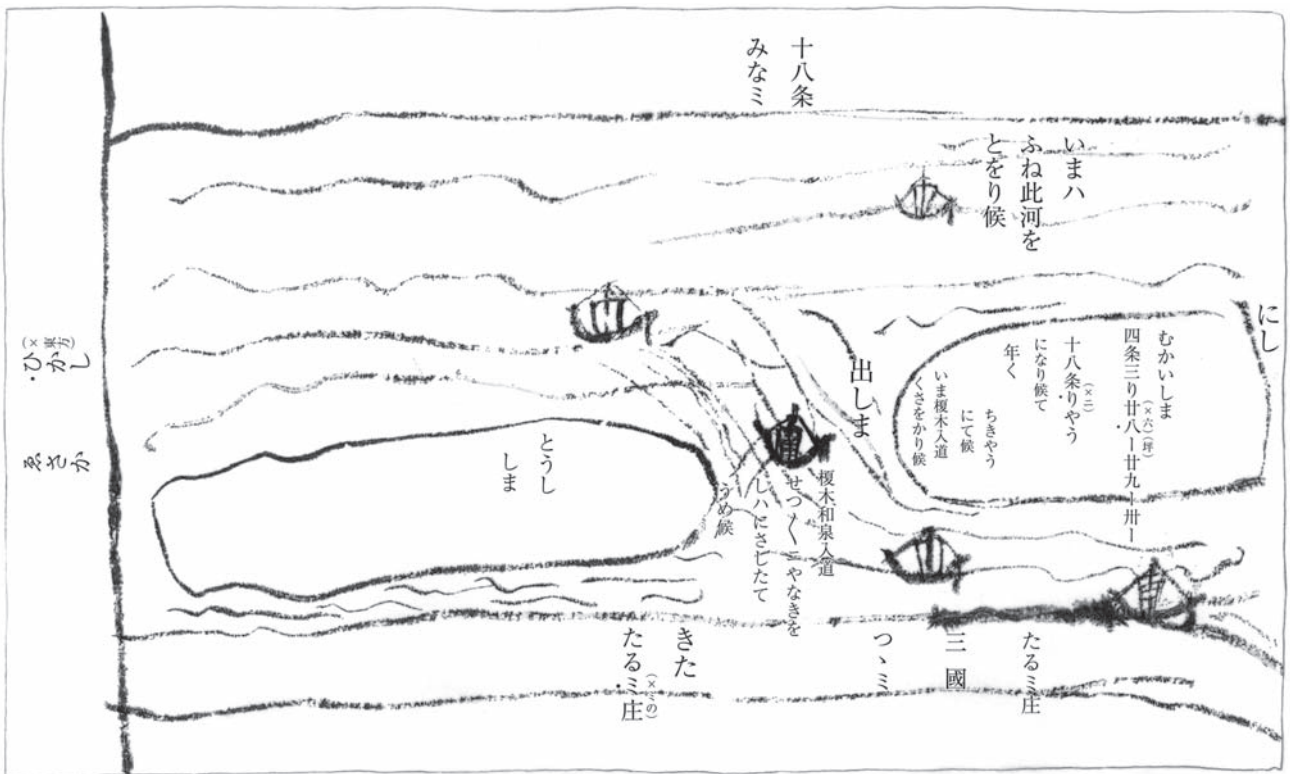


図2 摂津国垂水荘三国川中島差図釈文図（『日本荘園絵図聚影 釈文編三 中世二』66）

に年来の宿願であった弘法大師像を安置する草庵を建立するつもりなので、中島の代官職をこの草庵に寄進する形で慶徳に預けてほしい。そして供僧等の見解は、現地に下す使者の検知の報告を待ってから処置をするというものであった。

さて、以上のような、差図の作成をめぐるこれまで明らかにされてきたことがらを踏まえた上で、あらためて次の文書に注目したい。

【史料2】〔寛正四年〕六月二十日 佐川久忠書状^①

(封紙ウハ書)

「(封紙ウハ書) 佐川新さへもん

榎木彈正殿^(道連) 御宿所 久忠」

(文書包紙ウハ書) ○封紙裏側の端に記されている。

「榎木入道慶徳新嶋興行之時、十八条方者^{細川讃州方}

問答ノ状并彼入道書進差図也、寛正四、^(成之)

先日就嶋事、入道殿より山上新右衛門方へ御状候つる、則私も可罷下

由存候て、于今御くれく不申候、思外用共打次候て、下向延引候處

ニ、本知行をすき候へハ、被押申候由、昨日注進候、事実候哉、無御心

元候、さ候者、先度ハ以内儀可被仰談之由、御やくそく候し程ニ、可然

存候へハ、公事を仰かけられ候て、早おしかけて草等を茹被召候事、餘

く理不尽之御沙汰、且無勿躰候、いかさま近日我らも可罷下候、然

者、以前やくそく申候ことくに可申談候歟、若又不事行候者、一段京都

御沙汰たるべく候哉、何へんにも御押領を被止候て、如元ニ被置候て、

公私共御沙汰を経られ候ハ、可然候、及中間狼藉、万一事など出来候ハ

ん事、外聞実儀も不可然候、此分入道殿へも御申候て、何事も無為可然

候、くれく被押申候時者、更々おんひんの御沙汰にてハなく候哉、無

御心元候、可然様に可得御意候、恐々謹言、

六月廿日 久忠(花押)

榎木彈正殿 御宿所

差出者佐川久忠は、十八条の領主阿波守護家の細川成之方の方であること

が、封紙裏の包紙上書きからわかるが、実際、佐川氏は、細川一族のうち阿波守護家の有力内衆であった飯尾久連(法名真覚)の文書に配下の者としてその名を見ることができ^②る。この書状は、佐川が、先代官榎木慶徳の子で当時の垂水荘代官であった弾正左衛門尉道重宛てに出した書状で、【史料1】で、十八条代官と種々問答を加えた慶徳が言っているように、相手方との交渉の過程における文書のひとつであろう。

これまでの研究では、この佐川久忠書状を、三国川中島をめぐる榎木と十八条代官との知行争いの中に、きちんと位置付けることができていなかった^③。たとえば形態についてみれば、のちにこの書状の封紙を翻して文書の包紙として利用していることが上書きからわかるのであるが、その記載によれば、包紙にくるまれて保管されていたのは、この佐川書状【史料2】と、榎木慶徳が描いて東寺に進上した差図、すなわち「垂水荘三国川中島差図」【図1】とであり、年紀は寛正四年であった。ここに、これまでは推定に過ぎなかった【図1】の作成者と年号が確定できるのである。何月頃の作成かについては、【史料1】に見える九月二日の供僧等の評定で「垂水庄先代官榎木入道申云」として説明した内容が差図の描写と合致していることから、この日以前で、【史料2】の日付六月末以降であるとすべきであろう。この年の十月十日の日付で、東寺寺官で垂水荘上使を務めたこともあった越後法橋祐算宛て慶徳書状^④では、中島の公用銭進上と上使の上洛について触れており、この問題がすでに次の段階に進んだことを示している。

さらに、【史料2】包紙上書きの筆跡は、先に赤松俊秀氏が、中島差図と同筆であると指摘した垂水荘公事銭注進状^⑤の奥書の方の注記と同じである。この筆跡は、差図作成と同じ寛正四年に実施された垂水荘浜見(検注)の経緯を記して西院文庫に納める関係文書の目録をとりまとめた、この年の廿一口方年預光明院堯忠の置文^⑥の筆跡と一致する。つまり、寛正四年の廿一口供僧方に関わる文書は、年預堯忠によって案件ごとに丁寧に整理され、保管されていたのである。差図は、当時、【史料2】と一緒に東寺供僧にもたらされ、最も関係が深い史料であると認識されて、まとめて保管されたのであった。

二 三国川中島知行権訴訟交渉の背景

差図に描かれた内容を説明していると考えられるもうひとつの史料が、【史料2】と同じ「東寺百合文書 な函」に保管されてきた次の文書である。

【史料3】（寛正四年六月頃カ）榎木慶徳書状案（傍線筆者、以下同じ）

御状旨委細拜見仕候、随而東寺領極水の庄之事、さかの天王の御代（弘仁）こうにん九年くわんふの御さしつ二入たる庄内■条里川成之嶋之事にて候、彼庄之事、わうこ（往古）より知行依無相違、当庄之沙汰人田図を帳もく六二仕出候、しかれ共、淀川のならいにて、ミほ北方二つき候て洲か南二ついで候時ハ、十八条より草を被蒔候へ共是非不申候、いまハ本知行之任旨、みほか南二つき候て洲か北二つき候、川上ハおや嶋二東頭ハ□□（御代等）候、是又露見なる事にて候、けん方へ御ほつ（見方）こんあるへく候と私ハ心得置申候て、去年よりつくし申候間、極水庄任知行二、草を被蒔候事、更々くわんたいの儀候ハす候、殊以三月廿一日大師御陰供御料所にて候、御いらんをやめられ候ハ、公私之御祈禱之濟々可被致候御儀無子細候ハ、急々三宝院御門跡さまへ御心さしのいたりを致披露候ハ、（因幡入道公覚）さためて飯尾殿さまへも御使以御礼可有御申候、此由御披露候て無為之預御返事候ハ、可畏入存候、（御正榎木道重）猶々彈上方へ御状にて候間、彼人御返事可申入候へ共、私之事御代官にて候間、乍恐愚身申入候、

この書状案には差出・宛所が見えないが、紙背が榎木和泉殿すなわち慶徳宛の某（之重カ）書状であること、奥の記載に見えるように、当時の垂水荘代官榎木道重に宛てられた書状に対して、その代官としての立場で（あるいは、子である榎木道重が正代官として補任されているにもかかわらず、いまだ自身が実質的に莊務に関わる代官であるとの立場で）書いた返事であること、そして書状の内容などから考えて、【史料2】佐川久忠書状への返事として出された慶徳の書状であり、したがって寛正四年六月頃のものであると推測できる。¹⁸⁾ 十八条側に申し入れた慶徳の主張を示した書状であろう。先行

研究がすでに明らかにしているように、この書状の傍線部を見ると、航路（濤）と中州の用益権の帰属について、濤を通さず中州に接している莊園側が中州の草刈りの用益権を有するという淀川水系の慣習法が存在していたことが知られるが、【図1】を描いた意図、慶徳が、何故二つの中州をつなげ、船の濤を付け替えたのかを、この慣習法によって理解することができる。それは、濤を南の十八条側に通すことによつて、中州の用益権を北の垂水荘側に確保する根拠を得るためであった。¹⁹⁾

さて、中島の知行権をめぐる垂水荘と十八条との間の訴訟交渉は、【史料2・3】からわかるように、現地の実質的な知行権者間の交渉を第一の方法として行われた。十八条側佐川方からは、双方で談合すべきことを約束し、自身も現地に下向せんとしているところを、押して草刈りを強行するとは理不尽であるとの申し入れが垂水荘正代官榎木道重宛てにあり、それに対して榎木慶徳は、公験である弘仁官符の図帳や「淀川のならい」を持ち出して、知行の正当性を主張している。また、中州の新たな造成地の権利については、垂水荘近隣の春日社領摂津国榎坂郷名主百姓等が「河成廿七町内有嶋、預所方管領歟、沙汰人知行歟」と述べているように、開発者の知行に帰することについても現地での主体的な再開発行動に基づいたものであつたらう。ここには、知行・用益についてせめぎ合う現地での実際の行動と、その行動を支える現地の論理があつた。

ところで、こうした現地の状況を踏まえた交渉の背後を支えた榎木慶徳の人的関係については、既に福留照尚氏や堀祥岳氏が、北野社一切経供養願主であつた覚蔵坊増範、醍醐寺三宝院義賢、室町將軍足利義教とのつながり、そして細川の被官であつたことなどを指摘している。²⁰⁾ 実際【史料3】でも、三宝院義賢を頼っているさまがうかがわれる。しかしながら、そうした人的関係について触れたこれまでの研究には、史料の位置づけや解釈に不安定なところも見られ、近年の細川氏各家の研究の成果を踏まえると、今少し正確な史料解釈が可能となるように思われる。そこで次に、差図の内容から少し離れるが、慶徳以降三代にわたつて垂水荘代官職に補任された榎木氏の経営

を支援したいくつかの側面を探ってみることにしたい。

三 榎木氏の代官請を支えたもの―主従関係・信仰の側面

和泉守を名乗っている榎木慶徳については、もともと和泉国に深いかわりがあったことが、慶徳書状の中に見える文言「所詮泉州に少名田候を沽却仕、御公用等可進上申所存にて候」(享徳二年/一四五三)⁽²³⁾「いつミへまかりこへ候て、るすの間」(長禄三年/一四五九)⁽²⁴⁾などから指摘されている。⁽²⁵⁾慶徳が代官職に就いたのは永享六年(一四三四)三月のことであるから、すでに二十年以上が経過していながら、なお和泉に何らかの拠点があり、しかも垂水荘の年貢進上の補填ができるような資産を有していたことが推測できるのである。

その慶徳の垂水荘代官職補任については、吹拳を北野覚蔵坊増範が行っていることや、代官としての年貢未進を、東寺供僧が醍醐寺三宝院義賢を通じて催促していることなどから、彼らが慶徳の大きな後ろ盾となっていたことは、先に触れたようにすでに明らかにされている。

慶徳は、しかし、すぐには荘内に拠点を持つことはできなかったようである。たとえば永享九年の所務は、代官ではなく上使が行っているし、翌十年の三月も廿一口供僧評定において「垂水庄榎木、庄家不入間事」が話し合われている。その状況に変化をもたらしたのが、次に示す慶徳と垂水荘番頭百姓等との間の相論である。この事件については、荘内有力名主層と代官榎木氏の、共に小領主的側面をもつ存在同士が荘園制の中で領主的な発展を成しえなかつた事例として島田次郎氏が検討しているほか、福留照尚氏が『吹田市史本文編』で叙述しており、これを契機として榎木氏は荘内に名田を所有し、在地領主として発展する基盤を得たという評価をしている。⁽²⁶⁾慶徳らが小領主としての拠点を得たという点については、特に異論はなく、また小領主としての詳細な経営状況については、別途検討が必要であるが、⁽²⁷⁾ここでは、榎木氏を一樣に単なる細川氏被官とのみ位置づけている点について、修正確認しておきたい。

永享九年四月、垂水荘番頭百姓等は、代官榎木慶徳の解任を求めて東寺供僧に目安をささげた。⁽²⁸⁾百姓の訴訟の中心となったのは、番頭の中でも土田と申す「強々の者」であった。

百姓等の訴えを受けた垂水荘の領主東寺廿一口供僧等は、評定の席において、代官榎木の方を支持することに決め、彼の進言にしたがって、榎木と「一躰」の存在であるという垂水荘近隣の国人領主吹田氏を仲介として、摂津守護代長塩に、この件についての申し入れを行った。守護検断への牽制と思われる。永享九年の廿一口供僧方年預宝泉院快寿が吹田重道(河内守)⁽²⁹⁾に送った書状には、代官榎木支持の方針とその通知の内容が、次のように記されている。

【史料4】(永享九年)四月二十二日(東寺年預快寿)書状案⁽³⁰⁾

(前略)当寺領摂州垂水の庄と申候在所候、御在所にちかきあたりにて候哉、代官職をハ榎木方ニ申付候、此仁さる権門の御方より寺家へ御口入候うへ、寺家のため大せつの仁にて候、かれこれ見はなちかたき仁にて候ところに、地下人等しやうたいなき事共申かけ候て、ゆへなく寺家二つたへ候、八ヶ条の目安をさ、け候へとも、一としてまつとなき事にて候、これにより候て、地下人申ところを、寺家もちいす候ほとに、かうさくをうちとめ候はんとかわたて候、くせ事にて候、榎木方の事、毎事御扶持ニあつかり候ま、ものかたり候、寺家のためねかうところに候、寺家も向後ハ一向憑入申へく候、所詮地下人一、二人、寺家へめしのほせ候て、かたくせつかん仕候へく候、た、し国の御けんたん方へ案内を申たく候へ共、なかしほとへの、寺家よりいまた申なれす候とても御知音の御事にて候へハ、それにて御申候て給候へく候、かの御心へたにも候ハ、めしのほせ、せつかん仕候へく候、大方寺領の者にて候間、ともかくも沙汰候はんすれとも、國方の御けんたんへ案内を申候へハしかるへからす候、(以下略)

東寺では当初、守護方了承の上で、寺家として垂水荘番頭らを成敗すること、この争いを処理しようとしていたようであるが、⁽³¹⁾永享十二年には、東

寺雜掌が「国方御沙汰」による住人土田等の追放を訴えている⁽³²⁾。ことのほか番頭・百姓等の訴訟が強固だった様子がうかがわれるが、発端から六年後の嘉吉三年（一四四三）になって、【史料5】のような形に帰結することになった。この史料は、撰津国垂水庄番頭闕所跡文書案として、一つ書き形式で書写されまとめられたものであり、【史料6】同年の廿一口方評定引付六月六日条と併せて読むことで、次のように解釈することができる。

【史料5-1】嘉吉三年四月十日 治部卿上座長祐奉書案

一垂水庄罪科人事、如寺家雜掌目安候者、可有御罪科事可有何子細候
 □、庄内可静謐候上、於本所分年貢者、不可失墜候間、為寺家、旁可然事候由被思食候、若可有御成敗事必定□□、榎木又次郎此間無足奉公不便候、加様事寄来儀候歟、可然様可有申御沙汰候由、内々可申旨候也、恐々謹言、

嘉吉三癸
 支

治部卿上座

卯月十日

長祐在判

勝田新左衛門殿

【史料5-2】嘉吉三年五月七日 撰津国守護細川勝元奉行人奉書案
 (細川勝元) 御屋形之奉書

一撰津国垂水庄番頭土田・中井參人跡事、所被宛行榎木又次郎也、早可被沙汰付御代之由候、仍執達如件、

嘉吉三

五月七日

飯尾備前常進判

長塩備前入道殿

【史料5-3】嘉吉三年五月九日 勝田堅正奉書案

(細川持賢) 一典既様より申とて候、榎木又次郎近所闕所を被下候、自然之時者可被加扶持之由被仰出候、恐々謹言、

嘉吉三

五月九日

勝田新左衛門

堅正判

伊丹殿

池田殿

吹田殿

【史料6】嘉吉三年廿一口方評定引付六月六日条⁽³⁴⁾

一垂水庄新興行事

宝蔵院法印聖清被申云、榎木又二郎、田厩方無足奉公之間、可有御扶持之由、三寶院(兼)殿奉書申成候間、田厩ヨリ、土田・中井・龍仙三人之跡被宛行了、彼等押領寺領之田地之間、興行定可有之歟、(以下略)

すなわち、【史料5-1】は【史料6】にいう「三寶院殿奉書（三寶院義賢御教書）」であって、庄内百姓を罪科に処して本所分年貢を確保すること、榎木慶徳の子で無足の奉公をしている又二郎道重の扶持のことを、右馬頭細川持賢内衆勝田堅正（本来は賢正か）に宛てながら、持賢に申し入れたものである。道重が奉公している主は【史料6】から細川持賢であることがわかるが、また「我々か事ハ、先年御浜見、入道方とかく仕候をも、在京之事にて候間不存候⁽³⁵⁾」という道重自身のことばが在京奉公を示唆している。

そして三寶院から細川持賢への申し入れにより発給されたのが、【史料5-2】垂水庄があつた撰津国豊島郡の守護であつた京兆家細川勝元の奉書である。番頭三人の跡を榎木道重に宛行う内容で、この奉書により、垂水庄三人番頭跡は武家の闕所地となり、榎木道重に給付された。

この時期の細川持賢は、幼少の京兆家細川勝元の後見として一族の中心的存在となつていたことはよく知られている⁽³⁶⁾。この垂水庄の事例においても、東寺供僧等は持賢に働きかけることによつて、撰津国守護細川勝元の奉書発給を実現させているが、【史料6】によれば、東寺供僧等は、番頭三人跡の宛行いは、細川勝元ではなく、持賢によるものと認識している。守護の検断命令が出された直後の現地では、その執行を確実なものとするために、持賢は【史料5-3】の内衆勝田堅正書状で、近所の国人領主に、榎木道重への扶持を命じているから、自らの被官人の主人として、また細川家連合の重鎮として、この一連の行為を主体的に動かしていたのは持賢であつたといえるだろう。次の【史料7】は、闕所地の交付を受けた榎木道重が東寺の寺官

に出した書状であるが、吹田自身が多勢をもって交付をよく仕切ってくれたことを東寺供僧に報告している。

【史料7】（嘉吉三年）五月十二日 榎木道重書状⁽³⁷⁾

（裏紙奥書）

「□所又二郎道重状」

尚々申上候、かのくせもの御寺けさまへなけき可申候とて、
まかりのほり候よし承候、御心へあるへく候、

畏申上候、

抑彼三人のあとの事、さをいなく又二郎うけ取申候、御寺けさまへの
ちうせつのためにて候とて、すいた方しんまかり出候、大せい人を
めしくせ候て、よくしふせ候、御めてたく候、恐なからちうせつをいた
し申候事、御悦喜にて候よし、御しよをすいたへつかわされ候ハ、め
てたく候、仍ちや甘ふくる進上申候、此よしよく御ひろうにあつか
り候ハ、可畏入存候、恐惶謹言、

五月十二日

道重（花押）

進上 しもつけ殿御坊御中

先に、榎木慶徳と吹田氏の「一鉢」といわれるような関係を見たが、それを考慮した上でも、ここには、細川氏分国の守護遵行の体制保障、この地域の秩序保障のあり方に近隣地域の国人が大きくかわっていたことが具体的にうかがわれる。

この關所地給与以後、本節の始めに見たように、榎木氏はなお和泉国にも何らかの拠点を確保していたようであるが、垂水荘内でも複数の番を管領し、経営の拠点を展開するようになったことは、これまでの研究も指摘するところである。こうしたあらたな拠点の形成については、榎木慶徳の書状のなかにも、興味をひく記載がいくつか見える。長禄元年、二年と日照り・大水・大風の災害に遭い、年貢請負に困難をきたしていた同三年の五月、請負料足を納めるためには「てさくいけの麦うりあつめ候ならてハれうけんなく候」と歎き申し立てている。さらに、翌年春の年貢及び未進請文には「私の家二間、

御領中二候名田相当之程、寺家へ可被召之候」との文言も見える。屋敷地に複数の家屋を所有し、垣内の畠地での直営の麦作も推測させるのである。

さて、その後、この細川持賢と榎木道重との被官関係は、典厩家と榎木氏との関係として、道重子の藤左衛門尉吉重の代まで保持されている。

吉重の垂水荘代官職補任の希望が承認されたのは、文明十年（二四七八）九月のことであったが、補任後、荘名主等が、代官吉重の前例のない荘務を東寺に訴えた申状の中には「当寺御領垂水庄内藏人村御代官事、被号右馬頭殿様御料所、榎木藤左衛門尉色々無謂子細共被申候間、名主中各迷惑至極候」と、垂水荘は細川典厩の所領であるとする代官吉重の主張が見えてくる。その根拠は、父道重の時に、荘番頭關所地の給与をうけたことにあるものと思われる。また、次の史料のように、隣郷にも知行地を保持するようになっていた吉重への守護方堀人夫役催促を、細川政賢からの働きかけによって免除された事例もあった。

【史料8】 明応五年（一四九六）四月二十一日 薬師寺長盛書状案⁽⁴¹⁾

南郷内榎木藤左衛門尉知行分、今度堀人夫事、自 典厩様被仰子細候間、申合儀候、可被止催促候、恐々謹言、

明応五

四月廿一日 長盛在判

三宅五郎左衛門尉殿

とめおくあん文

さらに、東寺観智院に伝来した過去帳によれば、榎木吉重の死没年は永正八年（一五一一）と記されている。この年八月、細川政賢は同澄元とともに、船岡山において足利義尹・細川高国方と戦い戦死しているから、吉重は、この時政賢に従い、同時に戦死した可能性がある。吉重の典厩家への奉公がここにも現れている。

垂水荘の所在した摂津国豊嶋郡は、細川京兆家分国であったが、細川一族の中でも家格が高い典厩家の後盾は、京兆家と典厩家との関係が良好であった時期には一定の有効性をもっていたものと考えられる。榎木氏の請切代

官職の遂行を支えた典厩家との関係を十五世紀中頃の政治的状况の中で理解するためにも、以上のところを確認しておきたい。

さて、莊園の代官職が、さまざまな縁によって競望された中で、垂水莊の代官職へと榎木氏を導いた縁について、ひとつの可能性として考えておきたいのが、弘法大師信仰である。

前にあげた【史料1】にあるように、榎木慶徳は、莊内に草庵を立て大師御影を安置したいという宿願を果たすため、三国川新嶋の代官職の宛行いを申し入れている。もとより、垂水莊自体、弘法大師空海の正忌日に行われる東寺灌頂院御影供の用途を負担する莊園であった。特に、永享六年三月二十一日というまさに空海の命日の日付で作成された榎木慶徳の垂水莊所務請文の中の一条には「一、毎年御年貢式拾貫文請切申之上者、不依地下之損否、春参月廿一日已前、必可致其沙汰」という文言が見え、通常、米年貢収穫後の十一月頃の運上の事例が多い年貢請負契約の中で、三月二十一日の弘法大師御影供の日の用途運上が、当莊の重要な役割であったことがわかる。慶徳が競望したのは、そうした性格の莊園だったのであり、慶徳の大師信仰が、和泉の本拠から摂津の垂水へと代官職を求めた大きな理由のひとつであったと考えることができると思う。

さらに注目したいのは、この時期以降、榎木の家から出た東寺寺官が何人か確認できる点である。『吹田市史』第一巻(本文編)には、新出の東寺「三綱譜代職系図」が翻刻掲載されている。今、系図に名を連ねるひとりひとりについて、その記載を検証する用意はないが、東寺関係者の追善供養を目的とした光明真言講の過去帳や観智院で作成された過去帳の記載と一致する注記も多く、榎木氏と東寺寺官とのつながりを追究する重要な史料のひとつであるといえよう。そこで、東寺伝来の過去帳とこの新出の「三綱譜代職系図」⁴⁹、富田正弘氏の東寺寺官組織の研究などを参照して、榎木道重・吉重に連なる一部の人物のみの関係を書き上げてみると図のようになる【図3】。榎木氏出身の僧侶は、東寺寺僧の中心を成していた学侶層(供僧・学衆)に奉仕した寺官層の中でも、上級クラスに属する三綱・夏衆に補任され、また

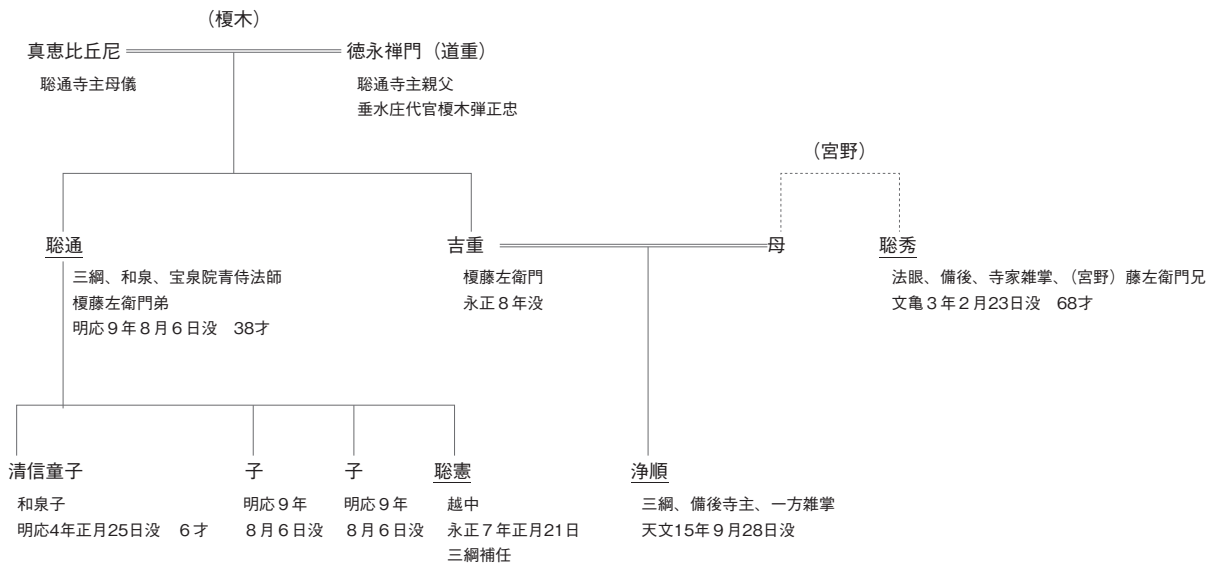


図3 榎木氏系図

*「東寺過去帳」「東寺光明真言講過去帳巻七・九」「榎木氏三綱譜代職系図」「阿刀文書」に基づき作成。
 * 東寺寺官には下線を付した。

子院の青侍となつて、目代・雑掌・公文などの職掌を務めていたことがわかる^④。その中で、「備後寺主、藤左衛門之兄也」といわれていた聡秀は、吉重の垂水荘公用銭請文の請人となつていた^⑤。榎木氏の垂水荘代官としての活動は、一族の東寺寺官としての活動と相互に連携しながら遂行されていたのである。そして、彼等の活動の基底には、弘法大師御影への信仰があつたものと考えておきたい。

東寺における榎木氏のこうした動きは、中世後期、多様な活動を展開していた在地小領主層の、宗教的拠点とのつながりのあり方を示した一つの事例といえるだろう。弘法大師信仰・真言宗への帰依と寺院における経済をはじめとする活動は、聖俗両方の側面ともに重要なものであり、一族の活動を総体として支えるものであつたといえるだろう。

四 その後の三国川中島

垂水荘代官榎木慶徳と十八条領との間で争われた三国川中島「むかいしま」の知行権・用益権相論の落居の行方は不明であるが、寛正四年の東寺による検注の結果を見ると、「新島 五段、うち蘆原二段・荒島三段」の知行が代官分として認められ除分となつているほか、榎木道重は「私嶋御公用分八百文」を東寺に納めることとなつた^⑥。そこで三国川中州の知行について、もう少し追つてみることにしよう。

【史料9-1】延徳四年（二四九二）八月十日 室町幕府奉行人連署奉書案^⑦

（端裏書）

「延徳四年」

飯尾次郎左衛門尉殿 前丹後守

撰津国中嶋十八条村地頭・惣追捕使両職内葦嶋事、数十年進退無相違候處、去々年来細川馬頭殿入道被押置云々、太無謂、早退彼妨、任当知行之旨、弥可被全領知之由所被仰下也、仍執達如件、

延徳四年八月十日

散位

前丹後守

飯尾次郎左衛門尉殿

【史料9-2】延徳四年八月十日 室町幕府奉行人連署奉書案（折紙）

（端裏書）

「延徳四年

為頼ハ飯尾下総守、

飯尾次郎左衛門尉之連申知行分撰津中嶋十八条村内地頭・惣追捕使両職

事、先々為守護使不入地處、近年被相懸段錢以下課役云々、太不可然、

所詮不日可被止其綺、次葦嶋事、数十年進退候處、自去々年被押置之

条、言語道断次第也、早退彼妨、可被之連代領知之由被仰出也、仍執達

如件、

延徳四

八月十日

為頼

長秀

細川典厩代

【史料9】の両通は、撰津国中嶋十八条の地頭・惣追捕使両職を知行していた飯尾之連の訴えに対して、幕府が、細川政国の守護課役賦課と葦島押領の停止を命じたものである。飯尾之連は、寛正四年の垂水荘と十八条との三国川中島相論の時の関連文書【史料3】に名前が見え、また【史料2】の差出者の主人でもあつた阿波細川家内衆飯尾久連の系譜につながる者であることは間違いないだろう^⑧。そこで【史料9】を参照しながら、寛正四年の相論を振り返ってみると、垂水荘対岸の細川讚州所領十八条の領主職については、次のように推測することができるだろう。すなわち領主権の内容は、地頭職と惣追捕使職で、阿波守護家が幕府より宛行われた所職であり、おそらくその給主が内衆飯尾氏、給主代官もしくは沙汰雑掌が佐川氏であつた。知行の主体となる給主職は、内衆飯尾氏が継承保持していたということになる。

【史料9】には、十八条の知行形態の示唆以外に、いくつかの観点が含まれているが、まずは、細川右馬頭の押領を停止し、飯尾之連の当知行が認められた撰津国中嶋十八条村内の「葦嶋」である。

榎木慶徳との間で争われ、垂水荘寛正四年の検注帳では垂水荘代官の管轄となった中州は「蘆（葦）原」と記されていた。中州が葦の自生地であったのは通常の景観だと思われるから、この史料によって垂水荘の「新島」の知行が、再び十八条領になったとは特定できない。「葦嶋」は、垂水荘「新島」の所在していた摂津国豊島郡南条の四条三里廿八・廿九・卅坪付近のほか、現在神崎川（三国川）を越えて、変則的に吹田市、あるいは豊中市の領域に食い込んでいる淀川区十八条の領域部分であった可能性もある。しかしながら、三国川中州をめぐる知行権の競望が常に発生していたこと、中州の知行・用益が有益であったことは読み取ることができるだろう。葦（アシ・ヨシ）の用益の重要性は、注19で示した大村論文でも指摘されているし、近年のエコトーンへの注目の中においても明らかである。三国川中島差図の中では、芝に柳を挿して二つの島をつなぐ地を創出しているが、葦を刈り敷き、川底・湖底から掻き上げた泥土を積み上げて新田とする手法も紹介されている^⑤。垂水荘三国川中島差図は、船運の重要性とともに、そうした中州の重要性をも示唆してくれる図なのである。

そして【史料9-2】からもう一点、細川政国（典厩家）が阿波守護家領であった十八条の領地に権限を及ぼした根拠についても考えてみたい。ここでは、守護段銭等の停止を細川政国（書札礼上は典厩代）に命じているから、延徳四年八月の時点で、政国が従来言われているように十八条の属する西成郡（おそらく郡など何らかの行政単位、中島郡という範囲であった可能性もある）の守護であったことは確かである^⑥。いわゆる守護による荘園の押領の事例であるといえよう。

一方、十八条が属した摂津國中島は、嘉吉元年（一四四一）閏九月、嘉吉の乱の結果、「中島郡」として幕府料所となり、その知行を細川右馬助持賢が担ったという来歴を持った地域である^⑦。そしてさらに山田徹氏の研究に依拠すれば、この地域のそうした領主権は、南北朝の内乱期に、新たな広域の所領として形成された「中島」という地域の知行権限からの系譜を引くものであると推測される^⑧。今谷明氏ら山田氏以前の研究においては、中島に関する

細川典厩家など武家の知行権限はもっぱら守護権に基づくものであると考えられてきた。十八条をめぐるこの延徳四年の史料の中にかがう細川典厩家の押領の事例は、守護権と所領の知行権と双方の性格を有していたと考えられることもできるのではないか。摂津国の中島という地域については、これまで守護の在職徴証とされてきた史料の再検討が必要だろう。それは本稿の課題を超えている。

おわりに

本稿では、寛正四年の垂水荘三国川中島差図をめぐる、やや広く関連史料の位置づけと解釈を見直し、差図の作成者榎木慶徳とその一族の動向の背景にあった細川氏との関係、大師信仰の存在、そして差図周辺から敷衍していく課題として三国川中州の知行・用益権などを考察してきた。摂津国東部地域の中で垂水荘を考察する基礎部分の一部を見直すことができたと考えている。対岸の十八条を含む摂津國中島という軍事的・経済的にも重要な地域との交渉、此岸側の春日社領との交渉など、三国川沿岸地域を広く見通すなかで、あらためて地域の荘園を探ってみたいと思う。

注

- (1) 黒田日出男「荘園絵図の世界」―絵図上を航行する帆掛船―（『姿としぐさの中世史』平凡社イメージリーディング叢書、一九八六年）。
- (2) 柳沢真次郎氏所蔵（東房経旧蔵）「伯耆国河村郡東郷庄之図」（正嘉二年十一月）、『日本荘園絵図聚影 五上（西日本二）』（東京大学出版会、二〇〇一年）に「伯耆国東郷庄下地中分絵図」として収録。東京大学史料編纂所のSHIPSデータベースにおいて、同所蔵模写本のWEB閲覧も可能（模写「仁」108）。
- (3) ①摂津国垂水荘指図（寛正四年十月日）（『東寺百合文書』ウ函一〇一号、以下百合文書については、函名と番号のみで表記する）。
- ②摂津国垂水荘三国川中島差図（寛正四年）（『教王護国寺文書』絵図一四号、平楽寺書店、一九七一年）。
- ①②いずれも、『日本荘園絵図聚影 四（近畿三）』（東京大学出版会、一九九九年）にコロタイプ図版が、『日本荘園絵図聚影 釈文編三（中世二）』（東京大学出版会、

- 二〇二一年)に釈文図と解説が収録されている。
- (4) 本稿は、注3に記した『日本荘園絵図聚影 釈文編三(中世二)』の編纂過程において気づいた知見を基にしており、執筆に際しては、共同作業者土山祐之氏からの示唆も反映している。また本稿に引用した『史料2・3』については、釈文編掲載の翻刻を若干改めた部分がある。
- (5) 『教王護国寺文書』一七一五号。
- (6) 赤松俊秀「解説 撰津国垂水庄図」(『教王護国寺文書絵図』、平楽寺書店、一九七一年)。
- (7) 福留照尚「垂水庄と榎木氏」(『吹田市史』第一卷(本文編)第六章第五節、一九九〇年)、堀祥岳「地域博物館における荘園展示の課題―吹田市立博物館特別展『東寺領垂水庄』によせて―」(『民衆史研究会会報』五四、二〇〇二年)、同「榎木慶徳による勧進と開発―東寺領垂水庄代官の側面―」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四九輯第四分冊、二〇〇四年)、大村拓生「淀と淀川交通」(『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六年)、小橋勇介「中世における堤防と河川敷の景観」(『荘園・村落史研究会編』『中世村落と地域社会―荘園制と在地の論理―』高志書院、二〇一六年)など。また『吹田市史』第五卷(史料編2)(吹田市史編さん委員会、一九七八年)、『新修豊中市史』第一卷(通史1)・第五卷(古文書・古記録)(豊中市史編さん委員会、二〇〇九年・二〇一一年)なども参照。
- (8) 天地之部三六号。
- (9) 垂水庄は撰津国豊島郡、十八条は撰津国西成郡に所在していた。差図に描かれた地域の現在の比定地は、大阪府吹田市芳野町・江の木町、同大阪市淀川区十八条付近の神崎川にあたる。
- (10) 榎木慶徳(和泉守・和泉入道)が垂水庄代官であったのは、永享六年三月二十一日から(や函七三号)、途中で他人への補任が決定され、中絶の時期が少しあったようであるが、子息の道重が代わりの代官として正式に補任される寛正二年までであった(く函二四号)。
- (11) な函二二四号。
- (12) 末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)、佐川(佐河)氏の名は、次の文書などに見えている。(年末詳)飯尾久連書状(京都大学所蔵「西山地蔵院文書」)。
- (13) 垂水庄研究に参照されてきた『吹田市史』の史料編では、(寛正四年九)六月二十日付垂水庄公文書状(三三五号文書)として翻刻掲載しており、封紙の情報は省略されている。ただし京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録 第四』(一九七九年)では、「この文書は寛正四年のもの」と推定される。また封紙はのち寛正四年撰津国垂水庄新島興行文書包紙に利用されている」との注記を付している。
- (14) 寛正四年十月十日榎木慶徳書状(に函二三三号)。
- (15) 注5文書。
- (16) 寛正四年十一月二十一日廿一口供僧方奉行堯忠置文(わ函一七号)。
- (17) な函二六二号。
- (18) この書状の位置づけについては、前掲注7堀論文(二〇〇四年)が注52で触れているが、本稿の理解は、それとは少し異なっている。
- (19) 淀川水系の慣習法に注目し、【図1】差図をその視点をもって初めて検討したのは大村拓生氏である(注7大村論文、初出は二〇〇二年)。三国川のふたつの中州の間を通っていた濤をとどめ、主要な濤を十八条側に通すことによつて垂水庄側が中州の知行・用益権を確保したのであれば、相手方の十八条側には、濤の用益権すなわち船の通航そのものがもたらす利益(たとえば関の設置)が認められずはざであり、相争う双方に一定程度の利益をもたらすが慣習法であろうとされている。また、中州は耕作地興行という開発目的だけでなく、そのまま、もつと多様な用益を提供してくれるものであり、垂水庄側では、中州そのものの用益に注目していた可能性もあると述べている。その上で、周辺地域との関係性の中で川に関わる用益を検討する必要性を提起している。
- (20) 【史料3】に見える「弘仁九年官符」は、現在の東寺関係文書の中には見えない。
- (21) 応永十年五月日春日社領撰津国榎坂郷名主百姓等申状(み函五四号(一))。
- (22) 注7福留論文および堀論文(二〇〇四年)。
- (23) 享徳二年三月十六日垂水庄代官榎木慶徳書状(ち函一一二号)。
- (24) 長祿三年十一月十八日垂水庄代官榎木慶徳書状(ち函一二三号)。
- (25) 注7福留論文。
- (26) 注10参照。
- (27) 島田次郎「守護領国下における農民闘争」(『日本中世の領主制と村落 下巻』吉川弘文館、一九八六年)、注7福留『吹田市史』論文。
- (28) 永享九年廿一口方評定引付四月四日・二十一日(ち函一一号)。
- (29) 吹田河内守の実名が重道であることは、(永享九年)吹田河内守重道書状封紙(『教王護国寺文書』一一九三号)、永享七年十月二十八日吹田重道替地証文(史料編纂所所蔵写真帳「常光円満寺文書」・同影写本「円満寺文書」)から判明する。
- (30) メ函二九三号。この書状に対する返事が、(永享九年)四月二十六日吹田重道書状(み函七六号)で、おそらく永享の乱にかかる大和方面への出陣の最中だと思われるが、長塩への取次ぎを約束している。前注29掲出の『教王護国寺文書』一一九三号の書状封紙は、み函七六号の封紙であろう。
- (31) また榎木慶徳は、番頭を京都に召しのほせ、所司代の成敗を仰ぐことも提案していた(ち函一一号、永享九年廿一口方評定引付四月二十一日条)。

- (32) 永享十二年十一月日東寺雜掌申状案(ア函一九五号)。
- (33) ア函一九七号(一)(二)(五)、一連の文書のうち、嘉吉三年五月八日守護代長塩宗永遵行状案(一九七号(三))および同年月日郡代庵治家久遵行状案(一九七号(四))は省略した。
- (34) ち函一四号。この日条原本の「田(典)厩」の「厩」の文字形状は、食偏に「元」ないし「无」を組み合わせたような特異な書き方をしているが、『東寺廿一口供僧方評定引付』第四卷(思文閣出版、二〇一九年)は、これを「厩」と理解し、適切に翻刻している。この特異な形状は、『史料5-3』の文字形状も同じである。
- (35) 寛正四年九月十四日垂水荘代官榎木道重書状(な函一九〇号)。
- (36) 細川持賢の活動とその立場については、川口成人「細川持賢と室町幕府―幕府―地域権力間交渉と在京活動の検討から―」(『ヒストリア』二六六、二〇一八年)が、これまでの研究に基づいた上で、持賢の將軍や幕府との独自の関係についても考察している。
- (37) ち函二三六号。
- (38) 古野貢氏は『史料5-3』について、摂津西北部を中心に勢力を拡大していく伊丹・池田・吹田という国内有力国人が、嘉吉段階ですでに細川氏の扶持人として把握されていることは重要であると述べている。ただし、典厩家の奉行人である勝田賢正(堅正)を豊嶋郡代としている。注7「新修豊中市史」第一巻参照。
- (39) 長禄元年十二月 日撰津国垂水荘上様要脚段錢一献分配当注文(ぬ函四〇号)。
- (40) 長禄三年五月二十四日榎木慶徳書状(ア函二二九号)。
- (41) 寛正元年廿一口方評定引付四月二日条(く函二三号)。
- (42) 文明十年廿一口方評定引付九月二十日条(天地之部四二号)。
- (43) (年未詳)十一月十六日垂水荘沙汰人名主中連署書状(ア函三四八号)。このほか細川典厩家が榎木吉重を扶持した事例としては、次にあげる『史料8』や、吉重が代官職を改替された文亀三年に、「就垂水庄代官改替之儀、自 細川右馬助(政賢)殿、以両使被申候了」と実際に吉重を扶持する申し入れをしている例、また吉重の方も、「自崇禪寺殿(細川持賢)請領云々」と細川持賢以来請け負った所領であるとの主張をしていたことなどがあげられる(文亀三年廿一口方并私日記(追加之部二〇号))。
- (44) わ函三二号。
- (45) 「東寺過去帳」(東京大学史料編纂所蔵写本)。その翻刻は、馬田綾子「東寺過去帳」データによる(科研報告書『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』研究代表者高橋敏子、二〇〇五年)。
- (46) 『大日本史料 第九編之三』永正八年八月二十四日条。
- (47) 永享六年三月二十一日榎木慶徳撰津国垂水荘所務職々々請文案(や函七三三号)。
- (48) 東寺伝来の過去帳については、馬田綾子「中世東寺の過去帳について」を参照されたい(注45科研報告書所収)。「東寺光明真言講過去帳」は、影写本『賜蘆文庫文書』四二所収。
- (49) 富田正弘「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」(京都府立総合資料館『資料館紀要』一三、一九八五年)。
- (50) 前注49参照。
- (51) 文明十四年八月一日東寺領撰津国垂水荘料田方代官職補任状案(阿刀文書)室町時代一七七号)、文明十二年九月十二日垂水荘代官榎木吉重公用錢請文(ケ函一八五号)など。聡秀が藤左衛門の兄であるという記載は、この補任状案(阿刀文書)に見える。ただし、聡秀は「宮野」を名乗り、許可された国名の名乗りも「備後」であることなどから考ええると、聡通のように、藤左衛門吉重の実の兄弟ではなく、吉重の配偶者の兄弟である可能性が大きいと考える。
- (52) 寛正四年十月 日撰津国垂水荘浜見取帳(ぬ函四五号)、同年月日撰津国垂水荘浜見目録(わ函一六号)。
- (53) (寛正四年)十二月五日垂水荘代官榎木道重書状(ア函三七一号・無号之部五五号)
- (54) 京都府立京都学・歴史館所蔵「革島文書」Ⅲ-13(『資料館紀要』5-85) / 『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇上』一八五二号)、同「革島文書」Ⅲ-12(同上5-86 / 同上185三三号)。この年七月十九日に、明応元年への改元があるが、奉行人奉書に、引き続き延徳四年年号を記した文書は多くみられる。
- (55) 注12末柄論文の阿波守護家内衆飯尾氏の部分でも、飯尾因幡守久連とともに、文明十三年に細川政之の使者として飯尾次郎左衛門尉が見えることに触れている。
- (56) 水野章二「中世村落の景観と環境」(『中世の人と自然の關係史』吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (57) 撰津国守護については、今谷明「撰津における細川氏の守護領国」「戦国期の撰津關郡について」(『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年)を参照。撰津国内中島という領域の所在や成り立ちについては、今谷論文のほか、山田徹「撰津國中島と河内国十七ヶ所・八ヶ所」(『ヒストリア』二三八号、二〇一三年)を参照。
- (58) 「斎藤基恒日記」嘉吉元年閏九月条(『増補続史料大成10』)、「建内記」嘉吉元年十月四日条(『大日本古記録 建内記四』)。
- (59) 注57山田論文に、中世における中島という、その中に社本所領を含み広域に設定された領域の比定地が示されているほか、その領域内で行使し得る領主権の性格について、基本的に武家關所地を知行の対象としながら、社本所領の知行権をも制約するものであったとの見解が述べられている。
(東京大学史料編纂所元教員/荘園絵図プロジェクト共同研究員)